

豊中市立高川小学校 PTA（育友会） 個人情報取扱規定

（目的）

第1条 豊中市立高川小学校 PTA(育友会)（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会役員とする。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員とする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（利用）

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- （1） 管理、その他の文書の送付
- （2） 名簿の作成
- （3） 地域との連携のため、必要な場合に限り各自自治体へ第三者提供する

（利用目的による制限）

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が安全管理措置として、本会において施錠保管するものとし、厳正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

（第三者提供の制限）

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- （1） 法令に基づく場合
- （2） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- （3） 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る・受ける際の記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者に提供したとき、若しくは第三者から個人情報の提供を受けるときは次項目について記録を作成し3年経過後の年度末まで保存する。

(※第三者とは第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所、出張所を除く)

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供する若しくは受ける対象者の氏名
- 4 提供する若しくは受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨

(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第15条 本会はPTA役員ならびに取扱者に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第16条 本会は個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第17条 本会は、「PTA(育友会)会則・役員・名簿」における「豊中市立高川小学校 PTA(育友会) 個人情報取扱規定」項は、役員会において改正する。

附則

本規定は令和元年9月6日より施行する。

(令和7年3月8日 改正)